

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 観光商工部
商工労働課、観光課、ふるさと物産振興課、競輪事務所

3 監査の期間 令和2年12月4日（金）～令和3年2月8日（月）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和2年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 行政財産目的外使用料の徴収において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。
(商工労働課)
- ② キラっ都佐世保応援寄附金において、佐世保市財務規則第75条第1項及び第2項で「出納員等は、現金を収納するときは、…領収書を納人に交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書を納人に交付していなかった。
(ふるさと物産振興課)
- ③ 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿を備えておらず、受払いの管理を行っていなかった。
(ふるさと物産振興課、競輪事務所)
- ④ 光熱水費等実費の徴収において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限を定めていなかった。
(競輪事務所)

督促状未発送の件については、前回の監査においても指摘した事項であり、債権管理が適正に行われていないと言わざるを得ない。早急に対策を講じられたい。

また、領収書綴受払簿により領収書綴の受払い管理を行っていなかったことは、紛失等の把握ができないなどリスク管理上からも不適切である。

2. 支出事務

- ① 佐世保市新規開業支援利子補給補助金において、同交付要綱第5条第1項で補助金交付申請書の添付書類として規定されている「株式会社日本政策金融公庫が発行する支払額明細書の写し」を提出させていないものがあった。
(商工労働課)

補助金支出については、規則及び要綱を再確認し、適正な事務執行を図られたい。

3. 契約事務

- ① させば振興券購入引換券を全市民へ送付するためのシステム開発業務委託契約（随意契約）において、佐世保市財務規則第178条（同規則第165条の規定を準用）で規定されている予定価格を記載し

た書面の作成を省略していた。

(商工労働課)

② 令和２年度展海峰(コスモス期)駐車場交通誘導業務委託変更契約において、佐世保市財務規則第 176 条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。…」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。
(観光課)

③ 展海峰清掃業務委託契約(単価契約)において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 2 項で「長期継続契約の場合の予定価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で定めるものとし…(1)単価契約で行うもの 単価」と規定されているにもかかわらず、予算金額をもって予定価格としていた。
(観光課)

④ 令和２年度「世界で最も美しい九十九島湾」カメラ活用PR業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第 178 条(同規則第 165 条の規定を準用)で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。
(観光課)

⑤ 黒島島内シャトルバス運行等(令和２年夏休み期)業務委託契約において、佐世保市財務規則第 158 条第 3 項で「…契約の解除の通知は、配達内容証明郵便によりしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、解除の通知を配達内容証明郵便の方法で行っていなかった。
(観光課)

⑥ 佐世保市ふるさと納税支援業務委託に伴う収納業務委託契約ほかにおいて、
ア 佐世保市財務規則第 83 条第 1 項で「…歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、「広報させば」に登載しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、「広報させば」へ登載しないまま収納事務をさせていた。

(ふるさと物産振興課)

イ 佐世保市財務規則第 84 条第 1 項で「市長は、徴収受託者又は収納受託者(以下この条において「徴収受託者等」という。)の氏名、住所、年齢及び性別並びに委託に係る歳入及び委託の内容(年度)を記載した証票を毎年度当初に作成し、これを徴収受託者等に交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、証票を交付していなかった。

(ふるさと物産振興課)

契約における予定価格の作成行為は、法令で定められた入札における経済性・合理性等を確保する根幹であることを十分認識されたい。複数の部署で予定価格が作成されていないことは、本市の契約の適正性を問われる重大事象であることを真摯に受け止められ、財務規則及び契約に関する要綱等の徹底など早急に再発防止策を講じられたい。

4. 財産管理事務

- ① 普通財産賃貸借契約において、佐世保市財務規則第 138 条で「…随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、…契約書を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、契約書を作成しないまま使用させていた。 (観光課)

市有財産の賃貸借契約においては、事前に方針決裁により貸付の内容が決められており、その方針どおりに進捗管理がなされていなかったことが未契約の要因である。管理体制の不備を管理監督者は早急に是正されたい。